

令和2年八千代市農業委員会

第4回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和2年八千代市農業委員会第4回総会議事日程

開催日時	令和2年4月7日（火）午後1時30分～午後3時11分
開催場所	八千代市役所別館2階 第1・第2会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第5号，報告第1号～第2号）
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	農地法第4条の件（県許可分）
議案第2号	農地法第3条の件
議案第3号	農用地利用集積計画審議の件（農業経営基盤強化促進法）
議案第4号	八千代市農業委員会活動の点検・評価及び活動計画等の策定の件
議案第5号	八千代市農業委員会委員の辞任に係る同意について
報告第1号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員（12名）

1 立石 猛	2 齋藤 孝一	3 黒崎 玲子
4 小名木 伸雄	5 加茂 太郎	6 將司 実
7 江野澤 隆之	8 浅野 正夫	9 深山 信夫
10 石井 忠徳	11 立石 勝則	14 間野 惠一

（欠席委員：12 萩原 直也 13 川嶋 和義（辞任））

◆出席農地利用最適化推進委員

新型コロナウイルスの感染及び蔓延防止対策により招集なし

◆事務局（4名）

局長 村田 順儀	次長 石原 雄二	主査補 青木 重憲
主事 樽見 侑樹		

◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>前回と同様、新型コロナウイルス感染症予防対策として、農業委員のみの招集としましたことをご承知ください。会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただいても結構です。また、会議時間を可能な限り短縮したいと思いますので、委員の皆さんのご理解とご協力をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、農業委員は12名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和2年八千代市農業委員会第4回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>◆日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>3番 黒崎委員、4番 小名木委員、両委員をお願いします。</p>
議長	<p>◆日程第2、議案第1号から議案第5号及び報告第1号から報告第2号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>◆日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>●議案第1号 農地法第4条の件、県許可分、1番について、申請人にお越しいただいておりますので、入室願います。</p> <p>【1番 申請人入室】</p>

議長	申請人の方ですか。
申請人	はい。
議長	お名前をお願いします。
申請人	〇〇と申します。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件につきましては、3月30日、地区担当の小名木委員と4月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所につきましては、案内図1ページをご覧ください。保品南の畑3筆で、少年自然の家の西約280メートルに位置しております。また、土地利用計画図は2ページにございますので、併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、営農型太陽光発電設備の設置で、平成26年4月に千葉県より一時転用の許可を受け、3年ごとに許可申請を行っており、今回も3年間の転用期間満了となるため、引き続き売電事業を行うため、再度、3年間の一時転用申請をしたいとするものであります。</p> <p>営農型発電設備に係る再度の一時転用許可につきましては、3年間の転用期間満了ごとに、許可要件及び当該転用期間における当該設備の下部の農地での営農の状況を勘案し、総合的に判断するものとされています。</p> <p>転用許可基準である立地基準につきましては、まず農地区分につきましては、当該地は、農用地であり、原則許可することができませんが、営農型太陽光発電設備の設置は、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業に該当しますが、事業目的達成のために一時的に利用することが必要と認められること、市町村の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められることの要件を満たしているため、例外的に許可することができます。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準につきましては、申請目的実現の確実性として転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しております。転用行為の妨げとなる権利の有無につきましては、借受人はおりません。当該施設の下部の営農状況については、転用期間中、適切に営農が継続されており、次の期間においても適切な営農の確保が確実と見込まれており</p>

	<p>ます。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接に農地がありますが、土地所有者から同意書を得ており、周辺農地に影響のないように当該設備を設置することを確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>4番 小名木委員どうぞ。</p>
小名木 委員	<p>4番 小名木です。</p> <p>去る3月30日に4月の現地調査班と現地調査を行いました。</p> <p>現地は営農型太陽光発電設備の設置下で現在は一部ソラマメが作付けされておりましたが、今後はラッカセイ等の作付けに向け耕うんされており、畑としてきちんと管理されておりました。</p> <p>先ほど事務局から説明があったとおり、申請人は平成26年から一時転用の許可を受け営農しております。実績として一定水準の収穫もあるとのことでしたので、今回の申請についても問題ないと考えます。</p> <p>委員の皆さんのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>申請人は退場してください。</p>
申請人	<p>ありがとうございました。</p> <p>【1番 申請人退室】</p>
議長	<p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>

議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。</p>
議長	<p>議案第1号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第1号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第2号 農地法第3条の件、 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番） 本件の申請内容につきましては、土地の使用貸借権設定であります。 場所につきましては、案内図3ページをご覧ください。高津中村の畑6筆で、東高津中学校から、南西約200メートルに位置しております。 現地調査は3月30日、地区担当の江野澤委員と石井孝治推進委員、4月の現地調査班で行いました。 申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家でございますので問題ありません。農作業常時従事要件につきましては、従事日数が180日ですので、150日要件を満たしております。 下限面積要件につきましては、現在の耕作面積は6,245平方メートルですので、既に30アール要件を満たしております。 地域との調和要件につきましては、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。 なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしております。 説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。 7番 江野澤委員どうぞ。</p>

<p>江野澤委員</p>	<p>7番 江野澤です。</p> <p>去る3月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>本件については、譲受人が当該農地を借り受け、規模を拡大したいとするものです。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（2番）</p> <p>本件の申請内容につきましては、土地の贈与による所有権移転であります。</p> <p>場所につきましては、案内図4ページをご覧ください。麦丸新田台西畑2筆で、JA八千代市本店から、西約970メートルに位置しております。</p> <p>現地調査は3月30日、地区担当の安原推進委員と4月の現地調査班で行いました。</p> <p>申請理由は、親子間の土地の贈与です。</p> <p>農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家でございますので問題ありません。</p> <p>農作業常時従事要件につきましては、従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件につきましては、現在の耕作面積は15,987平方メートルですので、既に30アール要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件につきましては、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>2番 齋藤委員どうぞ。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>2番 齋藤です。</p> <p>去る3月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地はニンジンが作付けされており、適切に管理されておりました。</p>

	<p>本件については、譲受人が当該農地を贈与により取得するものです。 譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。 4番 小名木委員どうぞ。</p>
小名木委員	<p>4番 小名木です。 申請番号2番は親子間の贈与ということですが、譲受人と譲渡人で若干住所が違っていますが、どういったことなのでしょう。</p>
事務局	<p>譲渡人が親、譲受人が子という関係になりまして、住所は同じ敷地内にそれぞれ住宅があることによるものです。</p>
小名木委員	<p>はい。わかりました。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第2号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p>

<p>議長</p>	<p>よって、議案第2号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>●議案第3号 農用地利用集積計画審議の件については申請が57件ありますが、申請番号2番及び6番は申請人にお越しいただいています。また、申請番号4番は委員が申請に関係しており、議案に関係する委員については、農業委員会等に関する法律第31条及び八千代市農業委員会会議規則第20条の規定により、議事に参与することができないとされています。</p> <p>このため、先に申請番号1番、3番及び5番の説明を行った後、申請番号2番及び6番から57番について説明を行い、そこまで一度審議・採決を行います。そして最後に、4番の審議・採決を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、まず議案第3号中1番から3番及び5番から57番について、審議・採決を行います。</p> <p>先程説明したとおりの順番で、事務局より概要の説明をお願いします。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（1番）</p> <p>それでは、お手元の資料で右上に「別紙1」と書いてあります、令和2年第4回総会議案第3号案内図の1ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容につきましては、場所は村上宮山の畑2筆で、千葉英和高校から西約300メートルに位置しております。</p> <p>借受人の申請理由は、賃貸借権の新規設定です。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、2筆で年間9,200円です。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」につきましては、従事日数は350日となっており、150日以上を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（3番）</p> <p>続きまして、案内図の3ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容につきましては、場所は米本平成の田3筆で、逆水橋から南東約400メートルに位置しております。</p> <p>借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定です。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、1反あたり米1.5俵です。</p>

	<p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。「常時従事要件」につきましては、所有適格法人の要件を満たしておりますので問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（5番）</p> <p>続きまして、案内図の5ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容につきましては、場所は神久保菖蒲谷津外の畑2筆で、睦北保育園から北約50メートルに位置しております。</p> <p>借受人の申請理由は、使用貸借権の再設定であります。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び貸付地はございません。「常時従事要件」につきましては、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>続いて、申請番号2番の申請人及び農政課職員は入室願います。</p> <p>【2番 申請人及び農政課職員入室】</p>
<p>議長</p>	<p>申請人及び農政課の職員の方ですか。</p>
<p>申請人 農政課職員</p>	<p>はい。</p> <p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>それぞれお名前をお願いします。</p>
<p>申請人 農政課職員</p>	<p>〇〇と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>農政課の木村と申します。よろしく申し上げます。</p>

議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長 局長	議案朗読（2番） 続きまして、案内図の2ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は米本下宿東の畑3筆で、米本南小学校から北東約570メートル付近に位置しております。 借受人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で、新規就農になります。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものであります。 賃料は、2筆で年間30,000円です。 今回の申請は船橋市の農地を含めた申請になっており、船橋市での申請分4,150平方メートルと今回の申請分を合わせると、権利取得後の経営面積は6,340平方メートルとなる予定です。 八千代市の農地ではサツマイモやエダマメなどの露地野菜を、船橋市の農地ではイチゴなどの施設野菜を作付けするとのこと。 利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。「常時従事要件」につきましては、従事日数は250日を予定しており、150日以上を満たすこととなります。 説明は以上です。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
黒崎委員	3番 黒崎です。 新規就農者さんということですがけれども、前職は何をされていたかお答えいただけますか。
申請人	前職は東京で建築関係の仕事をしていました。
黒崎委員	建築関係から、なぜ農業に魅力を持たれたのでしょうか。
申請人	私は建築業に就く前に飲食業も経験しておりまして、人間生きていくのに食というものが一番大事という思いがありました。当時は縁がなく建築という畑違いの職に就いたのですが、子供が生まれ住居も船橋の方に落ち着いたということで、もう一度自分の夢を叶えたいという形で農業にチャレンジさせていただいております。日本の自給率の問題などあるとは思

	<p>ますが、自分の力で少しでも貢献出来るのはやはり農業であるという気持ちがあり、農業に従事したいと考えております。</p>
黒崎委員	<p>最後に、船橋市と八千代市の農地を取得されるとのことですが、具体的な営農計画について教えていただけたらと思います。</p>
申請人	<p>八千代市の農地では、エダマメやサツマイモを栽培したいと思っております。販売方法は、JAの直売所等に卸させていただいたり、現在研修させていただいている〇〇さんのところに卸させていただくような形で考えております。</p> <p>また、船橋市の方ではイチゴの高設栽培を予定しており、機械を導入して観光農園をメインにやっていきたいと考えております。</p>
黒崎委員	<p>ありがとうございました。私からは以上です。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>4番 小名木委員どうぞ。</p>
小名木委員	<p>4番 小名木委員です。</p> <p>縁があって八千代市で就農しようとしているわけですがけれども、今年齢はおいくつですか。</p>
申請人	<p>34歳です。</p>
小名木委員	<p>ご家族は。</p>
申請人	<p>妻と2人の子がいます。</p>
小名木委員	<p>船橋市で契約される農地は、ご自宅の近くにあるのですか。</p>
申請人	<p>楠が山というところで、アンデルセン公園の近くで借りることになっています。</p>
小名木委員	<p>今回、船橋市と同時申請という話がありましたけれども、これまで農地を自分で耕うんしたり作付けしたりなどの農業のご経験はあるということでしょうか。</p>

申請人	<p>千葉県農業大学校で1年半研修させていただきまして、そのあと〇〇農園でも引き続き研修させていただいております。直接市場出しをした経験はありませんが、トラクターの操作であるとか、出荷する方法などは勉強させていただいております。</p> <p>私がやろうとしているのは観光農園という形なのですが、お客さんを呼ぶというところで前々職の飲食業での経験を活かしながらやっていきたいと考えております。</p>
小名木委員	<p>わかりました。面積も多いし観光農園ということでお客さんへの対応などこれから大変だとは思いますが、頑張ってくださいと思います。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。</p>
申請人	<p>はい。ありがとうございました。</p>
議長	<p>農政課の職員は、次の議案にも関係するためそのまま残っていただき、申請人は退場してください。</p> <p>【2番 申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 続いて、申請番号6番の申請人は入室願います。</p> <p>【6番 申請人入室】</p>
議長	<p>申請人の方ですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>お名前をお願いします。</p>

申請人	〇〇と申します。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長 局長	議案朗読（6番） 続きまして、案内図の6ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は麦丸本郷の畑4筆で、JA八千代市本店から北約660メートルに位置しております。 借受人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で、新規就農になります。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとしますのでございます。 賃料は、1反あたり10,000円です。 権利取得後の経営面積は4,613平方メートルとなる予定です。 ブルーベリーを作付けし、摘み取りや加工販売を予定しているとのこと です。 利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び貸付地はございません。「常時従事要件」につきましては、従事日数は190日を予定しており、150日以上を満たすこととなります。 説明は以上でございます。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
立石勝則 委員	11番立石です。 ブルーベリーを作付けするとのことですが、今までに作付けしたとか研修の経験はあるのでしょうか。
申請人	1年半前から佐倉のブルーベリー農園で研修させていただきまして、作付けを含めて剪定から収穫まで経験はあります。また、新しい農園の作付けを手伝ったり、講習会に参加したりしています。
議長	他に質疑ありませんか。 黒崎委員どうぞ。
黒崎委員	3番 黒崎です。

申請人	<p>ブルーベリーですと、他の野菜と違って植えてすぐに収穫とはいかないと思いますが、苗木などはすでにご準備されていらっしゃるのですか。</p> <p>今用意しているのは全体の3分の1くらい、およそ140本を用意しています。徐々に増やしていく予定です。</p>
黒崎委員	<p>そうすると農地を借りた後に植え付けて、実際収穫して収入となるのは、大体何年後になるのでしょうか。</p>
申請人	<p>ピークになるのは大体5年後を見込んでいますが、3年後あたりから徐々に収穫はできるようになると思います。</p>
黒崎委員	<p>苗木の植え付けは、いつ頃を考えていらっしゃいますか。</p>
申請人	<p>9月に農地を借りる予定ですが、植え付けは冬の間しかできないので、11月から春先にかけてを考えています。</p>
黒崎委員	<p>そうしますと、農地を借りられた後に草刈り等が大変かと思いますが、そのあたりも含めて管理の方をよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>立石猛委員どうぞ。</p>
立石猛委員	<p>1番 立石です。</p> <p>近くにブルーベリーをかなり作付けしている法人さんがありまして、鳥獣被害対策でネット等を施していると聞いています。鳥獣被害に対して何か心配されていることや対策などはありますか。</p>
申請人	<p>ネットは必要だと思っているので借りるつもりです。また、今の研修先で新しい鳥除け装置を使い始めてその効果を見ているところなので、ネットと装置の併用でやっていこうと考えています。</p>
立石猛委員	<p>おそらく被害は出ると思うので、相当の覚悟を持ってやっていただきたいと思います。</p>

議長	私から何点かお聞きします。 お一人で作業されるのですか。
申請人	当面は一人で作業をします。数年後に夫が定年しますので、一緒にやる予定にしています。
議長	摘み取りはやらないのですか。
申請人	摘み取りは5年後以降を考えています。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人及び農政課の職員は退場してください。
	【6番 申請人及び農政課職員退室】
議長	議事を進めます。 続いて、7番から57番について事務局より概要の説明を願います。
次長 局長	議案朗読（7番から57番） 続きまして、案内図の7ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は島田地区の田61筆で、借受総面積は145,370平方メートルとなります。 借受人の申請理由は、賃貸借権の設定です。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、1反あたり米1.5俵等です。 利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。「常時従事要件」につきましては、所有適格法人の要件を満たしておりますので問題はありません。 説明は以上です。
議長	一括して質疑を行います。

	<p>質疑ありませんか。 小名木委員どうぞ。</p>
小名木委員	<p>4番 小名木です。 局長から説明がありましたが総面積はどのくらいだったのでしょうか。もう一度教えてください。</p>
局長	<p>145,370 平方メートルです。</p>
小名木委員	<p>再設定と新規があるのは、どのような理由によるのでしょうか。</p>
事務局	<p>前回設定しているのが5年前なのですが、この時設定できなかった筆について、今回再設定するものと合わせて新規に設定すると聞いております。</p>
小名木委員	<p>気になったのは、島田の水田は区画整理をして大きくなっているわけなのですが、法人の集積率はどのくらいかわかりますでしょうか。</p>
事務局	<p>数字は今はっきりしたものが出せません。</p>
議長	<p>小名木委員。</p>
小名木委員	<p>それでは、次回の総会で報告してください。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第3号中1番から3番及び5番から57番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。</p>
議長	<p>議案第3号中1番から3番及び5番から57番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号中1番から3番及び5番から57番については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号中4番についての、審議・採決に入ります。 ○○委員には退席を求めます。</p> <p>【○○委員退席】</p>
議長	<p>議事を進めます。 事務局より概要の説明をお願いします。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（4番） 続きまして、案内図の4ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は吉橋大作の畑8筆で、八千代西高校から北約150メートルに位置しております。 借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定です。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、1反あたり10,000円です。 利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。「常時従事要件」につきましては、所有適格法人の要件を満たしておりますので問題はありません。 説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第3号中4番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第3号中4番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第3号中4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>〇〇委員、入室願います。</p> <p>【〇〇委員入室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>●議案第4号 八千代市農業委員会活動の点検・評価及び活動計画等の策定の件、事務局より概要の説明を願います。</p>
局長	<p>本件につきましては、農業委員会法第37条及び「農業委員会事務の実施状況等の公表について」により、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されており、前年度の活動に対する自らの点検・評価と、今年度の目標とその達成に向けた活動計画を取りまとめて、市のホームページ等にて公表することとなっております。</p> <p>今般は、平成31年度（令和元年度）の活動の点検・評価と令和2年度の活動計画の立案を行います。</p> <p>なお、今回の総会で承認していただいた後、6月末までに公表する予定としております。</p>

事務局	<p>それでは具体的な内容について担当から説明いたします。</p> <p>まず、配布資料の確認を行います。</p> <p>本日配布しております資料で、右上に「別紙」と書かれた冊子を使用します。</p> <p>「令和2年度八千代市農業委員会活動計画（案）」が12ページまでのもの、その後ろにA4サイズの両面一枚で、令和2年度農業委員会年間活動スケジュールを添付しております。</p> <p>配布漏れはありませんでしょうか。</p> <p>それでは内容についてご説明いたします。</p> <p>まず、1ページ目の「令和2年度八千代市農業委員会活動計画」をご覧ください。Ⅰの「基本方針」は昨年度と変わりありませんが、Ⅱの「重点項目」としては、本年度は人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合い等の活動の実施とさせていただきます。</p> <p>令和元年度は、意向の反映された地図作成まで進みました。今年度は地域ごとの人・農地プラン策定に向け、実質化に向けた地域活動の推進を図るとさせていただきます。</p> <p>次に、2ページをお開きください。2ページから9ページまでは「平成31年度（令和元年度）の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」になります。こちらは、令和元年度の活動計画に対する点検及び評価になります。</p> <p>2ページのⅠ「農業委員会の状況」（平成31年3月31日現在）については、令和元年度の活動計画を定めた際の数字です。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>こちらは、Ⅱ「担い手の農地利用集積・集約化」の項目となります。</p> <p>3ページ中ほどの、2「令和元年度の目標及び実績」については、目標243.26ヘクタールに対し実績が247.40ヘクタールで、うち新規実績は14.14ヘクタール、達成状況は106.06パーセントとなっております。この数値につきましては、農政課から提供されたものを使用しております。</p> <p>3の「目標の達成に向けた活動」については、12月から1月にかけて農地台帳調査時に所有農地に対する意向調査を行いました。1月からはその意向調査を基に利用集積可能な農地の集計を行っております。</p> <p>4の「目標及び活動に対する評価」については、令和元年度の目標は達成されましたが、引き続き集積・集約化を進めていく必要があるため、記載のとおりとしたいと考えております。</p> <p>4ページをお開きください。</p>
-----	---

Ⅲ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について、こちらの数値には親元就農や法人の雇用就農は含まない、純粋な新規就農者のみがカウントされます。

一番下の4「目標及び活動に対する評価」をご覧ください。

令和元年度の目標及び実績については、目標の1経営体に対し、1経営体の新規参入がありました。この新規就農には、今年の1月に行った3条許可の要件である下限面積の見直しが大きく寄与しております。今回の総会においても新規の就農が承認され、今後さらなる拡大が見込まれます。

5ページをお開きください。

Ⅳ「遊休農地に関する措置に関する評価」について、2の令和元年度の目標及び実績については、解消目標5ヘクタールに対し、解消実績がゼロヘクタールでした。実際は解消された面積は4ヘクタールでしたが、大幅に増加した地区があったため、実績上の解消はゼロとなりました。

下の4をご覧ください。令和2年度においては遊休農地の減少に向け、農地の利用調整に、より一層の尽力が必要と思われま

す。6ページをお開きください。

Ⅴ「違反転用への適正な対応」について、実績については、既存の違反転用については、違反状態を解消できませんでしたので、増減なしとなります。

7ページをお開きください。

Ⅵ「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について、1の「農地法3条に基づく許可事務」は14件でありました。

2の「農地転用に関する事務」は県許可案件の件数で25件ありました。

8ページをお開きください。

3の「農地所有適格法人からの報告への対応」は、9法人中、報告済みが5件、督促後に提出があった法人が4件でありました。

4の「情報の提供等」については、記載のとおりとなります。

9ページをお開きください。

意見書については、農業者へのアンケート調査等で要望の多かったものを取りまとめ、昨年9月、八千代市長へ提出しました。

Ⅷ「事務の実施状況の公表等」については記載のとおりです。

以上が「平成31年度（令和元年度）の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の説明となります。

続いて10ページをお開きください。

10ページから12ページまでは、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」になります。

I 「農業委員会の状況」について、1の「農家・農地等の概要」につきましては、先ほどの昨年度の点検評価と同じく、主に2015年の農林業センサスの値を使用しております。

また、管内の農地面積は、国による市町村別の作付面積統計における耕地面積、遊休農地面積は、令和元年度実施した利用状況調査により把握した遊休農地面積となっております。

2の農業委員会の現在の体制については、昨年と変更はありません。

11ページをお開きください。

II 「担い手の農地の利用集積・集約化」について、まず、1の「現状及び課題」について、管内の農地面積は838ヘクタールで前述の耕地面積の数値であります。これまでの集積面積は247.4ヘクタール、集積率は29.52パーセントとなっております。

また、2の「令和2年度の目標」は、257.40ヘクタールで、うち新規実績を10ヘクタールとしております。これは前年度の実績を踏まえて設定しております。

[活動計画]は、農地の利用集積・集約化を促進するため、農政部門と連携しながら、地域の担い手への明確化に向けた意見集約を図りたいと考えております。

次にIII「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

1の「現状及び課題」は29年度に3経営体の参入、30年度は参入がありませんでしたが、31年度は1経営体の参入がありました。

2の「令和2年度の目標」は3経営体です。これは下限面積の引き下げを考慮したものです。

「活動計画」は、随時、新規就農希望者からの相談に対応としております。

12ページをお開きください。

IV 「遊休農地に関する措置」について、1の「現状及び課題」については、管内の農地面積は前述の耕地面積と利用状況調査で把握された1号遊休農地の合計面積で929.74ヘクタール、遊休農地面積はその調査で把握された1号及び2号遊休農地の総面積で113.90ヘクタールとなります。割合は12.25パーセントでした。

2の「令和2年度の目標及び活動計画」は遊休農地の解消面積の目標を5ヘクタールとしております。

考え方としては、昨年度の解消実績が無かったため、昨年度の目標を引き継ぐことにいたしました。

その下の、活動計画につきましては、昨年と同じく、利用状況調査を8

月から9月にかけて実施します。調査員数については34人で、農業委員及び推進委員、農政課担当職員、事務局担当職員の合計の数となります。

利用状況調査の取りまとめを10月から11月にかけて行い、農地の利用意向調査を12月から1月にかけて行う計画としております。

V「違反転用への適正な対応」について、

1の「現状及び課題」について、現状は、違反転用面積が昨年度解消されなかったため、令和2年度は0.17ヘクタールとなります。課題については、農地違反転用に関する周知を行なうとともに、定期的なパトロールが必要である。また、違反者に対し、関係部署と連携し、改善に向けた活動を行う必要があるとしています。

2の「令和2年度の活動計画」は、県や関係各課合同で違反転用パトロールを実施するほか、農業委員会だより等による農業者への周知、定例現地調査に併せて周辺農地のパトロールを行うこととしたいと考えております。なお、違反者に対しては関係部署と連携して改善に向けた活動を行うこととしたいと考えております。

以上が「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の説明となります。

最後に「令和2年度農業委員会年間活動スケジュール」をご覧ください。

1. 「法令に基づく必須の業務」について、昨年度から大きな変更はありません。

①から③の農地の権利移動、転用審査、いわゆる農地法第3条第4条第5条の許可と農地等の賃貸借の解除については、締切日が毎月25日、④の違反転用のパトロールについては、毎月の現地調査を兼ねて実施するほか、県職員と合同でパトロールを行います。

⑧の遊休農地の解消については、農地の利用状況調査を8月から9月に実施いたします。

2. 「法令に基づく任意の業務」について、①農業委員会だよりは、11月と3月の2回発行を予定としています。

②農業委員会ホームページは総会のお知らせや議事録の公開など随時更新を行っていきます。

3. 「関係行政機関に対する農業委員会の意見の提出」、(1)意見書策定については、9月に市長へ意見書を提出する予定となっております。手法や時期について意見書策定委員会で検討いただいた上で最終決定とさせていただきます。

4. 「その他」、(1)総会に関する事、定例の現地調査や総会開催について、具体的な日付を掲載しておりませんが、2月の総会でカレンダーを

	<p>お配りしておりますので、日程についてはそちらを参考にお願いします。</p> <p>原則として、毎月の末日前後に現地調査、翌月の7日前後に総会を設定しております。</p> <p>(6) 会議・研修への参加につきましては、主催者側から正式な通知が来ていないものについては、おおよその時期を示しております。新型コロナウイルスの影響もありますので、中止等の動きがあるかと思われます。</p> <p>スケジュールの調整を何卒よろしくお願いします。</p> <p>(7) 人・農地プランの実質化に向けた地域活動の推進につきましては、今年度中の実質化、公表を目指しております。農業委員会も農政課と連携していければと思います。</p> <p>以上で議案第4号の詳細説明を終わります。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>11番 立石勝則委員どうぞ。</p>
立石勝則委員	<p>11番 立石です。</p> <p>農地所有適格法人についてですが、これは農業委員会に報告書の提出義務はあるものなののでしょうか。出さないと罰則等はあるのですか。</p>
事務局	<p>提出の義務はあります。罰則等についてはあるのですが、それを適用できるかどうかは難しいところです。</p>
立石勝則委員	<p>そんなに難しい書類ではないのですか。</p>
事務局	<p>財務諸表等になります。</p>
議長	<p>小名木委員どうぞ。</p>
小名木委員	<p>4番 小名木です。</p> <p>関連なのですが、農地所有適格法人が9団体あるとのことでしたが、差し支えなければ団体名を教えてください。</p>
事務局	<p>法人米本、法人島田、睦北ファームつぐみ、エム・アール・アイ、(株)加茂牧場、(有)石井牧場、アルビオン白神研究所、(有)高秀牧場、スクラムです。</p>

小名木委員	農地所有適格法人の要件はどのようなものがありますか。
事務局	法人形態要件，事業要件，構成員・議決権要件，役員要件があります。こちらに報告書を出していただいて，要件に合うかを確認し，満たしていないところがあれば是正をしていただくという形になります。
小名木委員	経営状況の報告も入っていますが，これは公表するのですか。
事務局	公表はしていません。
小名木委員	農業委員会に提出してもらっている書類について聞きたいといった場合は，教えるわけにはいかないということですか。 例えばその法人に農地を預けている組合員などが，経営状況を知りたいといった場合はどうでしょうか。
事務局	農業委員会としては，その法人が要件を満たしているかの確認のために報告書を出していただいておりますので，基本的にはそれ以外の目的で使用しません。
小名木委員	農業委員会が報告書を預かった時点で情報公開の対象にはなると思いますが。情報公開を求められた場合，公開の対象になるか調べてみてください。
事務局	わかりました。
議長	小名木委員の質問については，次回までに事務局で調べておいてください。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め，質疑を終わります。 議案第4号について，原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	【「異議なし」の声あり】

議長	異議なしと認め、議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。
議長	●議案第5号 八千代市農業委員会委員の辞任に係る同意について、事務局より概要の説明を願います。
局長	本件につきましては、川嶋和義委員から、令和2年3月31日をもって辞任したい旨の辞任願が令和2年3月30日付けで市長に提出され、これを受理するにあたり、市長から、辞任の同意に対する審議を求められたものであります。 説明は以上でございます。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 4番 小名木委員どうぞ。
小名木委員	今回は任期がもう少しで切れるところなので、あまり支障は出ないと思いますが、任期の始めなどでこのようになった場合は、後任の委員をあらためて選ぶことについては、どうなのですか。
事務局	委員に欠員が生じた場合、補充に努めなければならないとなっておりますが、農政課とも検討したのですが、7月19日が任期であることを考えますと、期間的に新しい委員を選ぶことは難しいだろうという結論に至っております。また、任期の始めなどで期間が長い場合は、農業委員は市長の任命になるので、農政課にお願いして募集の手続きを取っていただくような形になるかと思えます。
小名木委員	このくらいの期間任期が残っているから募集をしなければならないなどの規定はないわけですね。
事務局	はい。そのような規定はありません。
議長	他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第5号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。</p>
議長	<p>●報告第1号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第4条届出書の件、 事務局より報告をお願いします。</p>
次長	<p>報告説明（1番から5番）</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>報告第1号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>●報告第2号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第5条届出書の件、 事務局より報告をお願いします。</p>
次長	<p>報告説明（1番から4番）</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p>

<p>議長</p>	<p>報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p> <p>その他としまして、第3回総会運営委員会が開催されましたので、江野澤委員から報告願います。</p>
<p>江野澤委員</p>	<p>去る3月9日に令和元年度第3回総会運営委員会を開催しましたので、協議内容について報告します。</p> <p>1. 農地利用最適化推進委員申込者評価基準について 次期推進委員の募集期間が終了し、定員13名のところ15名の応募があったという事ですので、次に選考を行うこととなります。</p> <p>選考にあたり、平成29年に策定した評価基準を見直す必要があるかについて協議しました。申込書による評価基準と面接による評価基準において、「農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する」ことを判断するのに、より具体的で評価し易い評価項目となるよう見直ししていくことと決定しました。今後は農業委員の選考基準を所管する農政課と連携しながら検討し、決定していきたいと思えます。</p> <p>2. 次期推進委員の活動内容について 次期推進委員の活動として、総会出席の扱いをどうするかについて協議しました。</p> <p>推進委員は農地利用の最適化を推進するため、現場活動を行う中心的な役割を担うため設置されていますので、議決権のない総会への出席は必須ではないのですが、新しい推進委員にとっては、農業委員会活動を知る上でも総会への参加は有意義であるため、また、人・農地プラン実質化の進捗により現場活動の詳細が見えていない状況であるため、任期当初は総会に参加することとし、1年程度の期間が経ったタイミングで改めて検討することとしました。</p> <p>3. その他として 委員、推進委員が長期に活動ができない場合の扱いについて協議しました。</p> <p>農業委員、推進委員については、非常勤特別職の身分のため服務規律はありませんが、長期に活動ができず、職務の執行ができない場合とならないように農業委員会として申合せが必要であるという事になり、期間を決め、本人から会長に協議を申し出る事を申合せ事項とすることとしました。</p> <p>この件も含め、現在ある「農業委員会慶弔金等について（申合せ事項）」を見直ししていくこととします。</p>

	<p>また、事前に年間スケジュールが示されている中、総会や研修会への欠席が多い件についても確認し、委員は報酬を受け取る特別職であり、委員としての活動や職務執行は最優先であるということを改めて認識してもらうという結果となりました。</p> <p>皆さんの再度の認識をお願いします。報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、総会運営委員会より報告がありました。質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおり対応することとします。</p> <p>江野澤委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、2月5日に開催された八千代市谷津・里山保全・活用推進会議について浅野委員から報告願います。</p>
浅野委員	<p>浅野です。</p> <p>2月5日に会議が行われたのですが、報告が遅れてしまい申し訳ありません。お手元に資料をお配りしてありますが、1ページめくっていただきまして「アクションプランの趣旨」をご覧ください。ページの中ほどの表に基本目標とありますが、八千代市谷津・里山保全計画が市内に10地域指定されております。このアクションプランは、平成23年度から32年度までで、現在Ⅲ期目で今年が最終年となっております。Ⅰ期からⅢ期までやっているのですが、担い手の育成というのがあります。最初のページに戻っていただきたいのですが、里山整備ボランティア人材育成講座、いわゆる里山楽校という形で開かれていて、チェーンソーや草刈り機械の講習をして、担い手の育成をしているとのこと。私もチェーンソーの講習を受けてみたかったので参加させていただきました。</p> <p>ページをめくっていただきますと、「里山活動団体による活動の様子」ということで写真がありますが、現在8団体が活動をしているとのこと。具体的には竹を伐採し、その竹で柵を作ったりしています。最後のページに抜粋で申し訳ないですが、「八千代市谷津・里山保全計画アクションプランにおける施策の取り組み状況」ということで、谷津田の保全とか営農可能な農地の継続利用の推進など、農業委員会が関係するところが出てきます。アの意欲的な営農者への新たな経営展開の支援や、イの耕作できない農家への支援ということで農政課や農業委員会が推進課となっていて、そ</p>

	<p>れぞれ、推進した内容についての評価が○などで示されています。農業委員会や農政課だけではなく、全体の計画の中に多くの課が関係しているような会議で話し合われておりますので、農業委員会も転用だけではなく、さらなる農業の土地利用問題の推進をしていく必要があるのではないかと思います。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。 浅野委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、3月16日の八千代市環境審議会に間野委員が出席される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で審議会が中止となりましたので、間野委員からの報告は割愛します。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○やちよ食育マガジン (Vol. 26) の配付について ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書の回収について ○次回の総会について <p>5月11日(月) 午後1時30分から 市役所 旧館4階 第1委員会室 現地調査：4月28日(火) 午後1時15分集合 担当委員：黒崎委員、小名木委員</p>
議長	<p>以上で令和2年第4回総会を閉会します。</p>